

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	目次	担当課（室）
		担当課（室）		
【告示】		〇 特定施設の設置許可申請	環境管理課	
〇 保安林の指定		保安林の指定	治山課	
〇 保安林の指定予定		保安林の指定予定	〃	
〇 漁船保険付保義務の消滅		漁船保険付保義務の消滅	水産課	
【公安委員会】		〇 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	生活安全企画課	
〃		〃	〃	

◎岡山県告示第二百九十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 公益財団法人仁和会もの里病院

住 所 笠岡市今立2543

氏 名 代表理事 長瀬 輝諠

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 公益財団法人仁和会もの里病院

所在地 笠岡市今立2543, 笠岡市園井2263他

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		68の2ーイ 病院で病床数が300以上であるものに設置される厨房施設 (30)		68の2ーロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設 (17～20)		68の2ーロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設 (25)		68の2ーロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設 (31, 35, 39, 40, 43, 44, 47, 48, 51～55)		68の2ーロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設 (34)	
能 力		1,100食／日		22 k g ／回× 2 台 5 k g ／回× 1 台 8 k g ／回× 1 台		4 k g ／回		10 k g ／回× 13台		0.075m³	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		既設		同左		許可後直ちに		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成28年12月31日		既設		同左		平成28年12月31日		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに		許可後直ちに		同左		完成後直ちに		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続 9 時間		断続 6 時間		断続 6 時間		断続 6 時間		断続 1 時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m³／日)	52	56	2	3	6	7	9	14	1	2
	p H	6～8	6～8	6～10	6～10	同左		同左		同左	
	B O D (mg／ℓ)	300	400	40	60						
	C O D (mg／ℓ)	250	300	50	70						
	S S (mg／ℓ)	350	400	50	70						
	油 分 (mg／ℓ)	80	100	5	10						
	T－N (mg／ℓ)	40	80	20	40						
	T－P (mg／ℓ)	10	20	5	10						
	大腸菌群数 (個／cm³)	無数	無数	－	－						

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

区 分		新 設		新 設		変 更 前		変 更 後	
種	類	68の2－ハ 病院で病床数が300以上であるものに設置される入浴施設 (21～24, 26～29)		68の2－ハ 病院で病床数が300以上であるものに設置される入浴施設 (32, 33, 36～38, 41, 42, 45, 46, 49, 50, 56～62)		68の2－イ 病院で病床数が300以上であるものに設置される厨房施設 (10)		同左	
能	力	0.35m ³ ×4槽 0.36m ³ ×2槽 0.42m ³ ×2槽		0.52m ³ ×10槽 0.45m ³ ×2槽 1.21m ³ ×2槽 0.36m ³ ×4槽		100食／日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		平成28年12月31日		－		着手後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		完成後直ちに		－		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続3時間		断続3時間		断続9時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	3	5	10	12	8	10	同左	
	p H	6～8	6～8	同左		6～8	6～8		
	B O D (mg／ℓ)	80	100			300	400		
	C O D (mg／ℓ)	90	110			250	300		
	S S (mg／ℓ)	100	150			350	400		
	油 分 (mg／ℓ)	3	5			80	100		
	T－N (mg／ℓ)	20	40			40	80		
	T－P (mg／ℓ)	3	6			10	20		
	大腸菌群数 (個／cm ³)	－	－			－	－	無数	無数

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

区 分		変 更 前		変 更 後		廃 止		廃 止		廃 止	
種 類		72 し尿処理施設 (1)		同左		68の2ーイ 病院で病床数が300以上であるものに設置される厨房施設 (9)		68の2ーロ 病院で病床数が300以上であるものに設置される洗浄施設 (4)		68の2ーハ 病院で病床数が300以上であるものに設置される入浴施設 (5 ～ 8 , 11～16)	
能 力		859人槽		同左		1, 900食／日		検査用、衣類洗浄用、器具洗浄用、写真現像用		0. 303m ³ × 1 槽 0. 313m ³ × 1 槽 0. 836m ³ × 2 槽 0. 382m ³ × 1 槽 0. 320m ³ × 3 槽+0. 873m ³ × 1 槽 0. 537m ³ × 1 槽 0. 346m ³ × 1 槽 0. 341m ³ × 1 槽 1. 929m ³ × 1 槽 0. 442m ³ × 2 槽	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		－		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		着手後直ちに		－		－		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		完成後直ちに		－		－		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		断続 9 時間		断続 8 時間 (検査用) 断続 6 時間 (衣類洗浄用) 断続 1 時間 (写真現像用)		断続 3 時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ / 日)	279	295	39	44	125	140	10	16	10	12
	p H	5. 8 ～ 8. 6	5. 8 ～ 8. 6	同左		6 ～ 8	6 ～ 8	6 ～ 10	6 ～ 10	6 ～ 8	6 ～ 8
	B O D (mg / ℓ)	20	30			300	400	40	60	80	100
	C O D (mg / ℓ)	30	40			250	300	50	70	90	110
	S S (mg / ℓ)	50	70			350	400	50	70	100	150
	油 分 (mg / ℓ)	5	10			80	100	5	10	3	5
	T - N (mg / ℓ)	60	120	40	80	40	80	20	40	20	40
	T - P (mg / ℓ)	8	16	4	8	10	20	5	10	3	6
	大腸菌群数 (個 / cm ³)	3, 000	3, 000	同左		-	-				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		1				同左			
種 類		し尿浄化槽							
構 造		鉄筋コンクリート							
主 要 寸 法		L 17, 700×W8, 800×H5, 200m m							
能 力		859人槽							
処 理 の 方 法		回転円板方式							
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				着手後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				連続24時間			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	279	295	279	295	39	44	39	44
	p H	6～8	6～8	5. 8～8. 6	5. 8～8. 6	同左			
	B O D (mg／ℓ)	180	200	20	30				
	C O D (mg／ℓ)	130	150	30	40				
	S S (mg／ℓ)	200	250	50	70				
	油 分 (mg／ℓ)	20	30	5	10				
	T－N (mg／ℓ)	80	160	60	120	80	160	40	80
	T－P (mg／ℓ)	18	36	8	16	18	36	4	8
	大腸菌群数 (個／cm ³)	無数	無数	3, 000	3, 000	同左			

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		2				同 左			
種 類		し尿浄化槽							
構 造		F R P							
主 要 寸 法		L 14,990×W5,500×H3,230m m							
能 力		290人槽							
処 理 の 方 法		接触ばつ気方式							
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				着手後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	32	39.15	32	39.15	32	37	32	37
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	同 左			
	B O D (mg／ℓ)	300	350	30	50				
	C O D (mg／ℓ)	200	250	50	70				
	S S (mg／ℓ)	200	250	70	90				
	油 分 (mg／ℓ)	20	30	5	10				
	T－N (mg／ℓ)	80	160	60	120				
	T－P (mg／ℓ)	18	36	6	12				
	大腸菌群数 (個／cm ³)	無数	無数	3,000	3,000				

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

区		分		新 設			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号				3			
種 類				し尿浄化槽			
構 造				F R P			
主 要 寸 法				L 17, 380×W6, 250×H3, 090m m			
能 力				440人槽			
処 理 の 方 法				膜分離活性汚泥方式			
工 事 着 手 予 定 年 月 日				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日				平成28年12月31日			
使 用 開 始 予 定 年 月 日				完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要				連続24時間			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分		処 理 前		処 理 後		
			通 常	最 大	通 常	最 大	
	水 量 (m³／日)		100	116	100	116	
	p H		5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	
	B O D (mg／ℓ)		200	300	10	20	
	C O D (mg／ℓ)		150	200	30	40	
	S S (mg／ℓ)		200	250	10	20	
	油 分 (mg／ℓ)		20	30	5	10	
	T－N (mg／ℓ)		40	50	40	50	
	T－P (mg／ℓ)		3	5	3	5	
大腸菌群数 (個／cm³)		無数	無数	3,000	3,000		

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1				No. 2				No. 3～10（雨水）	
区分	変更前		変更後		変更前		変更後		新設	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量（m ³ /日）	279	295	39	44	32	39.15	132	153	0	0
pH	5.8～8.6	5.8～8.6	同左		5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	-	-
BOD（mg/ℓ）	20	30			30	50	15	30	-	-
COD（mg/ℓ）	30	40			50	70	35	50	-	-
SS（mg/ℓ）	50	70			70	90	25	40	-	-
油分（mg/ℓ）	5	10			5	10	5	10	-	-
T-N（mg/ℓ）	60	120	40	80	60	120	45	70	-	-
T-P（mg/ℓ）	8	16	4	8	6	12	4	7	-	-
大腸菌群数（個/cm ³ ）	3,000	3,000	同左		3,000	3,000	3,000	3,000	-	-

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成28年5月17日から同年6月7日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び笠岡市役所

◎岡山県告示第二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十八年五月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

備前市西片上字天徳一九八八、一九九〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

◎岡山県告示第二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十八年五月十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

赤磐市塩木字宮ノ奥三〇二の一、三〇二の二、三〇二の四、三〇二の五、字池尻三〇五、字志風呂口三〇六の一、三〇八、字志風呂三一、三一二、字二田三一五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

◎岡山県告示第二百九十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十四年岡山県告示第三百二十四号（朝日加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十八年四月十九日限り、消滅した。

平成二十八年五月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 朝日加入区

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

◎岡山県公安委員会告示第八十号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十八年五月十七日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

1 トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。）

日	時	場	所
平成二十八年七月四日（月） 午前十時		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
平成二十八年七月五日（火） 午後一時		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	
平成二十八年七月十一日（月） 午前十時		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	
平成二十八年七月十八日（月） 午前十時			
平成二十八年七月二十日（水） 午後一時		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場	
平成二十八年七月二十五日（月） 午前十時		倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

平成二十八年七月二十八日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十八年八月一日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年八月四日（木） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十八年八月八日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年八月九日（火） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十八年八月十五日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年八月二十二日（月） 午前十時	
平成二十八年八月二十四日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場
平成二十八年八月二十九日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年九月五日（月） 午前十時	

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

日	時	場	所
平成二十八年七月一日（金） 午前九時	平成二十八年七月四日（月） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場	

2 フィールドトラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が五メートルであるものをいう。）

平成二十八年九月九日（金） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十八年九月十二日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年九月十三日（火） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成二十八年九月十九日（月） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年九月二十六日（月） 午前十時	
平成二十八年九月二十八日（水） 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

平成二十八年七月六日（水） 午前九時	
平成二十八年七月八日（金） 午前九時	
平成二十八年七月十一日（月） 午前九時	
平成二十八年七月十三日（水） 午前九時	
平成二十八年七月十五日（金） 午前九時	
平成二十八年七月二十日（水） 午前九時	
平成二十八年七月二十一日（木） 午後一時	
平成二十八年七月二十二日（金） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十八年七月二十五日（月） 午前九時	
平成二十八年七月二十七日（水） 午前九時	

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

午前九時 平成二十八年八月二十九日（金）	午前九時 平成二十八年八月一日（月）	午前九時 平成二十八年八月三日（水）	午前九時 平成二十八年八月五日（金）	午前九時 平成二十八年八月八日（月）	午前九時 平成二十八年八月十日（水）	午前九時 平成二十八年八月十七日（水）	午後一時 平成二十八年八月十八日（木）	午前九時 平成二十八年八月十九日（金）	午前九時 平成二十八年八月二十二日（月）
備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場			真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場						

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

平成二十八年八月二十四日（水） 午前九時	平成二十八年八月二十六日（金） 午前九時	平成二十八年八月二十九日（月） 午前九時	平成二十八年八月三十一日（水） 午前九時	平成二十八年九月二日（金） 午前九時	平成二十八年九月五日（月） 午前九時	平成二十八年九月七日（水） 午前九時	平成二十八年九月九日（金） 午前九時	平成二十八年九月十二日（月） 午前九時	平成二十八年九月十四日（水） 午前九時

平成二十八年九月十五日（木） 午後一時	備前市大内一〇〇四―二 備前射撃場
平成二十八年九月十六日（金） 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成二十八年九月二十一日（水） 午前九時	
平成二十八年九月二十三日（金） 午前九時	
平成二十八年九月二十六日（月） 午前九時	
平成二十八年九月二十八日（水） 午前九時	
平成二十八年九月三十日（金） 午前九時	

3 スキート射撃（クレ―がセンターポールの上方を通過するように発射されるものをいう。）

日 時	場 所
平成二十八年七月一日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成二十八年七月五日（火）	岡山市北区御津下田六二九

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

午後一時	平成二十八年七月八日（金） 午前十時	平成二十八年七月十五日（金） 午前十時	平成二十八年七月二十日（水） 午後一時	平成二十八年七月二十二日（金） 午前十時	平成二十八年七月二十八日（木） 午後一時	平成二十八年七月二十九日（金） 午前十時	平成二十八年八月四日（木） 午後一時	平成二十八年八月五日（金） 午前十時	平成二十八年八月九日（火） 午後一時	平成二十八年八月十二日（金）
岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場		岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ－射撃場	倉敷市福田町浦田七四〇―一

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

午前十時	平成二十八年八月十九日（金）	倉敷国際射撃場
午後一時	平成二十八年八月二十四日（水）	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成二十八年八月二十六日（金）	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前十時	平成二十八年九月二日（金）	
午前十時	平成二十八年九月九日（金）	
午後一時	平成二十八年九月九日（金）	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午後一時	平成二十八年九月十三日（火）	
午前十時	平成二十八年九月十六日（金）	
午前十時	平成二十八年九月二十三日（金）	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前十時	平成二十八年九月二十八日（水）	岡山市北区御津下田六二九

午後一時	岡山県クレ－射撃場
平成二十八年九月三十日（金） 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前（その日が岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

四 受講手数料

一万二千三百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

◎岡山県公安委員会告示第八十一号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成二十八年五月十七日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

ライフル銃

二 講習の日時及び場所

日	時	場	所
平成二十八年七月五日（火） 午前九時		真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場	
平成二十八年七月十九日（火） 午前九時		岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場	
平成二十八年七月二十六日（火） 午前九時			
平成二十八年八月二日（火） 午前九時		真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場	
平成二十八年八月二十三日（火） 午前九時		岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場	
平成二十八年八月三十日（火） 午前九時			
平成二十八年九月六日（火）		真庭市仲間一八一六	

平成28年5月17日 岡山県公報 第11787号

午前九時	湯原国際射撃場
平成二十八年九月二十日（火） 午前九時	岡山市北区御津伊田二三九一 御津ライフル射撃場
平成二十八年九月二十七日（火） 午前九時	

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前（その日が岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

四 受講手数料

一万二千三百円

（注） 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。